

別紙

諮問第1069号、第1083号

答 申

## 1 審査会の結論

別表1に掲げる非開示決定及び別表2に掲げる一部開示決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表1に掲げる非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）及び別表2に掲げる一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

### （1）本件非開示決定について

対象保有個人情報は、条例16条2号及び同条6号に該当するため、非開示決定を行った。

### （2）本件一部開示決定について

対象保有個人情報には、条例16条2号及び同条6号の非開示情報が含まれるため、一部開示決定を行った。

## 4 審査会の判断

### （1）審議の経過

本件各審査請求については、令和6年3月26日及び同年4月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 6 年11月27日に実施機関から理由説明書を、令和 7 年 4 月15日、同年 9 月19日及び同年10月 1 日に審査請求人から各意見書を収受し、令和 6 年12月20日（第248回第二部会）から令和 7 年10月24日（第256回第二部会）まで、9 回審議を行った。

## （２）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第 1 0 6 9 号及び諮問第 1 0 8 3 号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件非開示決定及び本件一部開示決定の妥当性について

#### （ア）対象保有個人情報について

実施機関は、別表 1 に掲げる開示請求に係る対象保有個人情報として「関係書類」（以下「本件対象保有個人情報 1」という。）を、別表 2 に掲げる開示請求に係る対象保有個人情報として「児童票」及び「指導経過記録票」（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）をそれぞれ特定し、本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 の非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条 2 号及び同条 6 号に該当するとして、本件非開示決定及び本件一部開示決定を行った。

#### （イ）本件対象保有個人情報 1 及び本件非開示情報について

審査会は、本件対象保有個人情報 1 及び本件対象保有個人情報 2 の記載内容である本件非開示情報の非開示妥当性について判断する。

#### （ウ）本件対象保有個人情報 1 について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1には、対象となる児童に関する援助方針の策定に向けて、児童相談所が関係機関等から収集した情報（開示請求者に関する情報を含む。）が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しているとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、児童相談所としてどのような情報を収集する必要があると判断し、その情報を用いて対象となる児童に対してどのような相談援助方針を策定するか決定過程が明らかとなり、開示請求者との間に誤解や認識の相違が生じ、そのために児童相談所の相談援助活動の遂行に支障が生じるおそれがあるといえる。

また、本件対象保有個人情報1には、児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報も記載されており、当該情報を開示することにより、当該関係者又は関係機関からの信頼を損ない、十分な情報提供を受けられなくなり、対象となる児童に関する相談援助活動又は今後の同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも認められる。

したがって、本件対象保有個人情報1は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### （エ）本件対象保有個人情報2について

実施機関によると、児童票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）2条により児童相談所での備え付けが定められており、相談対象となった児童ごとに作成し、相談事業の継続を円滑に行うために活用するもので、対象となる児童の氏名等の基本情報、相談内容、相談者、家族の状況等、相談業務に関する情報が記載されているものであるとのことである。また、指導経過記録票は、細則12条2項で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導してい

る児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定めるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容等が時系列で記録される公文書であるとのことである。

審査会が本件対象保有個人情報2を見分したところ、本件非開示情報には、児童又はその保護者等に関する児童相談所の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

本件非開示情報が開示されると、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を特に重要であると評価・判断しているか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、相談援助の対象となるべき児童やその保護者等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度をとることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、本件各審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 1

| 諮問<br>番号 | 開示請求内容                                                                                                                           | 決定日       | 決定内容  | 諮問日       | 対象保有個人情報 | 非開示理由                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|-----------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 補正内容                                                                                                                             |           |       |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1069     | 〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）で全期間分。                                                                                     | 令和3年11月9日 | 非開示決定 | 令和6年3月26日 | 関係書類     | <p>開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある（条例16条2号）。</p> <p>児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある（条例16条6号）。</p> |
|          | 〇〇児童相談所の保有する児童経過記録票のうち、請求者と児童相談所職員とのやりとりの記録及び請求者に関する下記公文書及び資料<br>○戸籍<br>○住民票<br>○児童票<br>○関係書類<br>※ただし、本件非開示決定に係る保有個人情報の内容は「関係書類」 |           |       |           |          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

別表 2

| 諮問<br>番号 | 開示請求内容                                                                                                                                      | 決定日       | 決定内容   | 諮問日      | 対象保有個人情報                                                  | 非開示理由                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|----------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 補正内容                                                                                                                                        |           |        |          |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 1083     | 〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）で全期間分。                                                                                                | 令和3年11月9日 | 一部開示決定 | 令和6年4月3日 | 児童票、指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇）<br>ただし、令和〇年〇月〇日までの記録に限る。 | 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある（条例16条2号）。<br><br>児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある（条例16条6号）。 |
|          | 〇〇児童相談所の保有する児童経過記録票のうち、請求者と児童相談所職員とのやりとりの記録及び請求者に関する下記公文書及び資料<br>○戸籍<br>○住民票<br>○児童票<br>○関係書類<br>※ただし、本件一部開示決定に係る保有個人情報の内容は「児童票」及び「指導経過記録票」 |           |        |          |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |